

太子農業振興地域整備計画書(案)

令和3年3月
兵庫県太子町



目 次

第1 農用地利用計画	1
------------	---

1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の構想	1
(2) 農用地区域の設定方針	4
(3) 農業上の土地利用の方向	4
2 農用地利用計画	5

第2 農業生産基盤の整備開発計画	6
------------------	---

1 土地基盤の整備及び開発の方向	6
2 土地基盤整備開発計画	7
3 森林の整備その他林業の振興との関連	7
4 他事業との関連	7

第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の促進計画の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用	8
--	---

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方法	8
(1) 中核的農家の農業経営の目標	8
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方法	9
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	9
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10

第4 農業近代化施設の整備計画	10
-----------------	----

1 農業近代化施設の整備の方向	10
2 農業近代化施設整備計画	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連	12

第5 農業従事者の安定的な就業の促進計画	12
----------------------	----

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	12
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	13
3 森林の整備その他林業の振興との関連	13

第6 生活環境施設の整備計画 13

- 1 生活環境施設の整備の目標・計画 13
- 2 森林の整備その他林業の振興との関連 14
- 3 その他の施設の整備に係る事業との関連 14

第7 付 図 (別添)

- 1 土地利用計画図 (付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)
- 3 農業近代化施設整備計画図 (付図4号)
- 4 生活環境施設整備計画図 (付図6号)

別記 農用地利用計画 16

- 1 農用地区域 16
 - (1) 現況農用地等に係る農用地区域 16
 - (2) 現況森林、原野等に係る農用地区域 35
- 2 用途区分 36
- 3 岩見構下地区ほ場整備に係る除外地一覧 39
- 4 編入する土地 41

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の構想

① 地域の位置及び範囲

太子町は、兵庫県の南西部、北緯34度50分、東経134度35分のあたりに位置し、東及び西は姫路市、北と西はたつの市に接している。

東西約6.4km、南北約3.7km、町の総面積約22.61km²である。

現在の町域は、昭和26年に斑鳩町、石海村、太田村が合併し、太子町となり、昭和30年に龍田村と合併し現在の姿となっている。
(図-1参照)



図-1 太子町位置図

② 自然条件

本町は、一級河川揖保川河口部に拓ける平坦な地域で、林田川、大津茂川が流下している。気候は、瀬戸内海式気候地帯に属し、近年の平均気温は15℃、年間降水量は1,199mmである。年間を通して比較的温暖な気候であり、災害の度合いも低く、農作物の育成に適した地域である。



図-2 太子町域

③ 土地利用の現況

本町は、条里制遺構の残る平坦な地域であり、住宅等の宅地が約19%占め、農地（650ha、28.7%）と山林（431ha 19.1%）である。また、農地は、左記のうち132ha（20.3%）が市街化区域内に存在している。農業は水稻を主体とし、裏作は麦・大豆・野菜等が栽培されている。

④ 地域の人口及び産業の将来の見通し

(ア) 人口

わが国では、平成17年に人口減少局面に入り、今後は一層少子高齢化が進行し人口減少社会の到来が予測されている。現在の本町では、高齢化率が県内市町で7番目に低く、15歳人口が増加するとともに、総人口は平成17年以降も微増の傾向を示してきた。しかし、本町の将来人口を推計すると、平成27年の34,535人をピークに以後緩やかな減少傾向に転じているが、JR網干駅前の土地区画整理事業に伴う一時的な人口増も予測される。令和27年には令和2年人口より約14.7%減の約28,480人となる中、高齢人口割合が8.4%増の35.9%になり、幼年人口割合は2.4%減の12.7%と少子高齢化が進行していく見込みである。（国立社会保障・人口問題研究所推定値）

(イ) 商工業

本町の産業として、商工業の面からみると、姫路市に隣接する本町は、国道179号を中心に、商業施設や沿道サービス業店舗が多く立地している。消費者の購買動向は、沿道商店や姫路市等の郊外型総合商業施設での購買に変化しており、町内小売業の商店数及び従業者数は平成14年をピークに減少している（平成28年経済センサス）。しかし、全体としてみると、各地域に根ざした商業が確立され、住民の生活を支えまちのにぎわいの源となっている。また住環境と調和した、快適な商業環境が構築されている。このため、商工会と連携して商店業主に対する経営支援を行い、商品やサービスの提供だけでなく、人と人の交流の拠点、にぎわいの源となる地域商業の活性化を図る。また商品の開発を支援し、新たな「太子町ブランド」を創出する。大規模店舗については、太子町立地適正化計画で都市機能誘導区域と定める2つの拠点に出店誘導を行い、快適でにぎわいのある商業環境を構築する。工業については、主要幹線道路の沿道を中心に住工商混在の土地利用がみられ、移転や集約化の受け皿となる新たな工業用地の設定が求められている。多様化する消費者問題に的確に対応するため、県と連携して相談体制の充実、啓発活動に努めるとともに、消費者個人や関係団体が取り組む主体的な活動を支援することが重要視されている。

(ウ) 農業

本町農業の現況は、耕地面積規模が0.5ha未満の小規模な個人経営による兼業農家が大半を占めている。農業経営者の平均年齢は68.7歳で高齢化が進む中（2015年農業センサス）、農業後継者不足、不在地主による耕作放棄地の増加など、遊休化が進行している。

また、ほ場整備の整備率が低く、不形成なほ場となっていることや一部の集落においては鳥獣害が深刻であり、鳥獣駆除活動を積極的に行っているが、防鳥ネット、防護柵設置などの被害防止対策が課題となっている。

一方、都市近郊に位置する立地条件の良さは、出荷先の確保や高付加価値型農業の推進、都市住民との交流事業を行うにあたっての利点である。

そこで、農業経営の安定、効率化を推進するとともに、販路の拡大及びブランド化を図り、農業を持続可能で魅力ある産業とし、新たな農業経営の担い手を確保、育成することが重要となっている。

また、都市近郊に位置する本町の特性を生かし、野菜や園芸作物の生産など高付加価値型農業を推進すること、都市と農業集落の交流や食育等において、地産地消を進め、農業集落の活性化を図ることが必要である。

さらに優良農地の保全、集積を推進するため、集落営農組織の設立やほ場整備等を行い、持続可能な農業経営を行うことが出来る農村整備を目指すことが重要となっている。

⑤主な用途間の移動構想

太子町における、平成26年から30年の4年間の農地の用途間の移動状況から、目標年である令和7年における農用地、農業用施設用地、森林原野、住宅地、工場用地、その他の用途間の移動構想を表-1に示した。

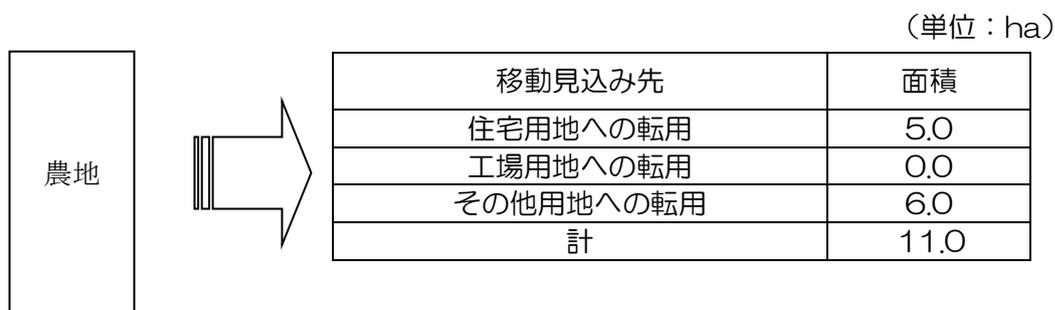


表-1 主な用途間の移動構想

(単位:ha、%)

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		道路用地 その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R2年)	518	49.2	1	0.1			178	169			355	338	1,052	100.0
目標	507	48.2	1	0.1			183	174			361	34.3	1,052	100.0
増減	△11						5				6			

(2) 農用地区域の設定方針

① 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地518haの内、おおむね次に掲げる農用地以外の農用地(236ha)を除いて282haの農用地を設定する。

(ア) 地区及び施設等の整備に係る農用地

「該当なし」

(イ) 集落土地利用構想の集落居住区域の農用地139ha

(ロ) 自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地 「該当なし」

(ハ) その他97ha

a 道路沿線市街地として開発が進みつつある97ha

② 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

(ア) 集落地域内に介在する農用地について、下記のとおり農業用施設用地として設定する。

a 該当集落数51集落 該当農用地面積約1ha

③ 現況森林、原野等についての農用地

「該当なし」

(3) 農業上の土地利用の方向

① 農用地等利用の方針

太子町の自然的、経済的条件の中で農用地の利用方針は、ほ場整備を行い、集落営農組織や認定農業者に優良農地を集積し、米を中心として麦、大豆、野菜等の複合経営を推進し、農業経営の確立を図る。

また、すでにほ場整備された地域では、露地栽培やビニールハウス栽培において、野菜の栽培や果樹等の高収益作物の栽培を行い、効率的な土地活用を推進する。

なお、太田地区、龍田地区において鳥獣害が顕著な地域においては、防止柵の設置など対策を行いながら、ビニールハウスでの野菜栽培や果樹の栽培を推進する。

表-2 農用地の利用方針

(単位：ha)

区分 地区名	農業振興地域内 農地			採草放牧地			混牧林地			農業施設用地			計			森林 原野	備考
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減		
太田	31	31	0										31	31	0		
龍田	83	83	0										83	83	0		
斑鳩	22	22	0										22	22	0		
石海	146	146	0							1	1	0	147	147	0		
計	282	282	0							1	1	0	283	283	0		

② 用途区分の構想

(ア) 太田地区 31ha(うち田31ha)

a 太田-1地区は、ほ場整備が完了した原地区を中心に、農村活性化住環境整備事業を実施

しており、農地の有効利用を図るとともに、環境に調和した田園居住空間を維持する。

b 沼田・北村地区の松ヶ下～国道線の沿線の平坦部農地については、おおむね一連の団地を形成していることから、今後も田としての利用を進める。

(f) 龍田地区 83ha(うち田80ha、畑3ha)

a 広坂地区は、一連の団地性と比較的ほ場の整ったものが多く、また姫路市太市西部地区と併せてほ場整備の計画があり、今後も田として利用を進める。

(g) 斑鳩地区 22ha(うち田20ha、畑2ha)

a 阿曾地区については、今後農道及び用水路の整備を図り、田、一部畑として使用する。

(h) 石海地区 147ha(うち田131ha、畑15ha、農業施設用地1ha)

a 石海-1地区(老原、宮本、船代)については、ほ場整備事業を推進し、広域での集落営農組織の設立や担い手への農地の集約化を進める。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備

1 土地基盤の整備及び開発の方向

太子町の既存農用地518haに拓ける農村の多くは、農家と非農家が混住化し、耕作放棄農地のスプロール化が進行しており、農業生産環境にも深刻な問題が生じ、居住環境も悪化している。

よって、今後において「ほ場整備事業による住みやすい村づくり事業」の実施を契機にして、秩序ある土地利用計画を進めていく必要がある。すなわち、将来的に耕作放棄農地のスプロール化の基になりそうな農地転用を抑制し、生産活動が安心して続けられる保全対象農地、将来宅地化等を想定した暫定農地、そして建物等が連担する農地で宅地化のやむを得ない農地の3区分により、計画的に設定した区域に農地転用を認めながら、ほ場整備事業で整備された優良農地を保全しなければならない。

それらの土地利用計画は、農業従事者を含めた地区全住民によるまちづくり協議会等の住民団体を設立し、その地区の将来像の実現に向け特別指定区域制度の活用を視野に、どのような土地利用が望ましいかを協議しながら時間をかけ、住民主体の具体的な計画を作成する。

しかしながら、初めから全ての農村に、それらを求めても住民の方々が困惑するため、最終的に太子町の農村全体の居住環境を改善し、効率的な農業経営組織を確立するために、まず農地の多い太田、龍田、石海、斑鳩地区で1箇所ずつのほ場整備事業による住みやすい村づくりのモデルとなる誘導拠点をつくり、目に見える形でPRを図ることにより、全町的に前述の事業の導入を行うこととした。平成元年より太田-1（原）地区にて啓発活動に入り、平成15年度にほ場整備を完了した。また、平成26年より石海-2（岩見構下）地区にて啓発活動に入り、令和3年度にほ場整備完了予定である。

今後は、石海-2（老原・宮本・船代）地区において、ほ場整備事業実施に向けて説明会を開催して、事業推進していく。

- (1) 太田地区は原を中心に、太田-1地区として農村活性化住環境整備事業が実施された。
- (2) 龍田地区は広坂を中心に、龍田-2地区としてほ場整備事業を推進していく。
- (3) 斑鳩地区は阿曾を中心にほ場整備事業を推進していく。
- (4) 石海地区は、岩見構下を中心に、周辺の吉福・福地を含めて石海-2地区で、ほ場整備事業を実施しており、当該事業が完了後、老原・宮本・船代の石海-1地区でほ場整備事業を実施していく。

2 土地基盤整備開発計画

農業生産基盤整備として実施するほ場整備事業計画地域を表-3に示す。

表-3 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の範囲		地区名	備考	附図2号
	対象集落	面積 (ha)			対図番号
ほ場整備事業	広坂	13	龍田-2	太市西部地区	①
ほ場整備事業	老原・宮本・船代	50	石海-1	石海中部地区(仮)	②

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、木材生産等の経済的機能のほか、水源涵養、国土の保全、自然環境・生活環境の保全、地球温暖化の防止などの公益的機能を持ち、農地の保全、農業用水の確保にも大きく寄与している。

このような、状況の中で、林業の発展のために、整備を行うための体制の整備に努めながら林業経営を進める。

4 他事業との関連

道路整備事業については、関係する公共事業との調整を図りながら、効率的で効果的な事業の推進を行う。

第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の促進計画の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方法

(1) 中核的農家の農業経営の目標

本町における中核的農家の現状は高齢化が進んでおり、受託面積も年々減少している状況にあるが、一部集落内において熟年者による共同受託作業を実施している集落があり、今後は集落営農と併せ推進を図り、地域農業集団による基幹作業の共同化による生産性の高い農業経営の確立を図る。

表-4 中核農家の農業経営目標

	営農類型	目標規模及び作物構成	戸数(経営体系)	流動化目標面積
個別経営体	水稲 + 小麦 + 大豆 + 作業受託	水稲 5.0ha 小麦 3.0ha 大豆 3.0ha 作業受託 5.0ha 耕起 5.0ha 田植え 5.0ha 稲刈り 5.0ha ----- 〈経営面積〉 16.0ha	5	80ha
	施設いちご	施設いちご 0.3ha	3	0.9ha
	果樹	いちじく 0.3ha	5	1.5ha
	水稲 + 果樹 + 作業受託	水稲 5.0ha 山椒 0.5ha 作業受託 2.0ha 耕起 2.0ha 田植え 2.0ha 稲刈り 2.0ha ----- 〈経営面積〉 7.5ha	3	22.5ha
	露地 野菜	たまねぎ 2.0ha キャベツ 1.0ha ----- 〈経営面積〉 3.0ha	3	9ha
組織経営体	水稲 + 小麦 + 大豆	水稲 12.0ha 小麦 7.0ha 大豆 5.0ha ----- 〈経営面積〉 24.0ha	5	120ha

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方法

本町は、立地的に他産業への就業機会に恵まれ、第2・3種兼業農家が90%以上を占め、今後離農する農業者がますます増加すると予想され、この対応として集落における農作業の共同化、農地の権利移動の円滑により面的集積を積極的に推進し、農業経営の規模拡大と生産性の向上を図り、中核農家の育成を推進する。

表-5 農用地の総合的利用計画

	農用地等の流動化 (ha)	農作業の受委託 (ha/戸)	農作業の共同化(戸)	耕地利用率(%)	裏作導入(ha)	
現在(令和2年)	42.0	118	83	3	82	麦・短 5
令和5年	45.0	150	110	10	80	// 10
令和7年	60.0	160	115	15	100	// 10

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 関係機関の支援体制

太子町、兵庫西農業協同組合、龍野農業改良普及センター等と相互連携下で濃密な指導を行うための体制を編成する等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を育成することが必要である。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して濃密な指導体制により経営診断、経営改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について協議調整ができ、個人及び集落の農業経営改善計画が立案され自主的な相互連携が図られるよう誘導する。

(2) 農地の集積化・経営規模の拡大

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対して、耕作放棄地解消のため農地中間管理事業(農地中間管理機構・兵庫みどり公社)を通じた農地の集約化や太子町地域農業再生協議会が行っている農地情報登録制度(農地バンク)を活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の速やかな把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を促進する。

太子町農業委員会を核として、農地利用最適化推進委員が集落での人・農地プランの作成を支援し、未来の集落のあり方を考えていただくことで、集落内での担い手の確保や営農組織の設立の機会とし、持続可能な農業を推進していく。

また、上記の土地利用については、(農)岩見の里営農組合や原地区営農組合で行われている農業経営を模範とすることとし、集落営農組織の設立と併せて、ほ場整備事業を行い、集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

なお、集落営農の及び担い手において、経営規模が拡大し安定的な経営が行うことが出来る団体、個人においては、地域の実情に合わせて法人化を行い、継続的かつ承継することの出来る農業経営を目指す。

(3) 担い手の育成・労働力の確保

農業者の高齢化による担い手の不足については、スマート農業を推進していくこととし、GPS付農業用機械や農業散布用のドローンの導入、自動開閉ゲートのなど省力化を図っていく。

併せて集約的な経営展開を促進するため、兵庫西農業協同組合や龍野農業改良普及センターの指導により、ビニールハウスの貸与事業の活用、水稻品種の改善による高収益化や新規作目の導入によるブランド化を推進する。

また、障害のある方の生きがいの場として、農福連携事業の推進により雇用を進めていく。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と第1種兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源を保全し、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体の発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者のみならず女性農業者への支援など、第2種兼業農家等にも農業経営基盤促進法やその他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者及び認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

集落や農地への土砂災害の危険を低減させるため、森林環境譲与税を活用し森林の整備や適正管理を行い、止むを得ず太陽光発電施設を設置する場合は兵庫県太陽光発電と地域環境との調和に関する条例（平成29年条例第14号）に則り、適切な災害防止措置を講じるよう指導するものとする。

第4 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

(1) 水稻

今後の稲作の基本方向は、高性能かつ大型による省力化及び組織化による生産性の高い稲作経営の確立と消費者ニーズにあった良質米の生産促進が必要である。このため土地基盤整備を推進し、併せて集落営農組織の設立により、機械の共同使用による生産から出荷までの一元化を図る。

(2) 麦・大豆

平成元年度の麦作面積は約100haあったが、その年を境に年々減少となり、現在では約10ha程度の作付状況となっている。

麦の市場流通増加に伴い価格の低迷が予想されるが、自給率向上のため関係機関との連携を図り

ながら作付面積の拡大を図る。

大豆については、平成元年度作付面積が22haであったが、現在では5ha程度の作付状況となっている。今後については、機械化を進め、兵庫西農業協同組合等と連携を図りながら、収穫量の増大を図る。

また、太子町の特産品である太子みその原料として、安定的に供給を行える体制を整備する。

(3) 野菜

転作による家庭菜園が主であり出荷まで至っていないが、今後、都市近郊型農業と位置づけし、転作田を貸農園としての活用し、ふれあい農園の普及を図る。

また、庁舎で販売を行っている太子ふれあい市や給食センター向けに需要野菜の作付けを推進し、地産地消に繋がる出荷体制を整備する。

さらに、太子町地域農業再生協議会と連携し、レタス、ネギ等の高収益作物の栽培推進を行っていく。

(4) 果樹(いちじく・山椒)

朝どり出荷の太子いちじくは、特産品として確立されつつあるが、栽培農家が高齢化しているため若い後継者を育成し、今後さらに植栽培を推進し、将来、5haの栽培面積を確保し、都市近郊型農業として付加価値の高い農業経営の推進を図る。

特に新たな特産品として栽培を推進している山椒については、兵庫県と連携しながら、出荷先の確保や栽培方法を確立し、作付を推進していくとともに、ブランド化を進め、町内の飲食店で活用出来る体制を整備する。

2 農業近代化施設整備計画

本町における農業近代化に向けた機械化営農体系による農業施設整備計画を表-6に示す。

表-6 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	附図4号 対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
共同栽培 管理施設 (稲作、大豆)	田植機 4台 コンバイン 3台 トラクター 2台	斑鳩	20	60	集団組織	①	
共同栽培 管理施設 (稲作)	田植機 4台 コンバイン 3台 トラクター 3台	龍田-2	10	60	〃	②	
共同栽培 管理施設 (稲作、麦作、大豆)	田植機 4台 コンバイン 3台 トラクター 2台	石海-2	20	50	〃	③	
共同栽培 管理施設 (稲作、麦、大豆)	田植機 4台 コンバイン 3台 トラクター 2台	石海-1	50	60	〃	④	

※ トラクター45馬力 水田 10ha/1台
 乗用田植機 水田 8ha/1台 6条植
 コンバイン 水田 8ha/1台 5条刈
 乗用管理機 水田 8ha/1台 ブーム幅15m
 (太子町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想より)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町町の森林総面積は431haで、その内、民有林面積は385haである。
 そのうちヒノキを主体とした人工林面積は78haで、人工林率は18.1%である。また、人工林は各地域に分散しており施業の共同化が行いにくい状況にあるが林業と農業との連携を図りながら進めていく。

第5 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

第2・3種兼業農家が90%を越える農業従事者は、西播地域または地元の産業への従事者で占め、他産業への就業は安定しているといえるが、不況等により、現在は非常に不安定な状況下にあ

り、今後、不況対策等積極的に推進し就業の安定を図る必要がある。特に、働く場所の創出や育成等に努め、地域内就業の確立を図る。

表-7 農業従事者の安定的就業促進計画

(単位：人)

区 分		男	女	計
I	II			
恒 常 的 勤 務		475	258	733
自 営 業		72	39	111
日 雇 ・ 臨 時 雇 用		28	36	64
合 計		575	333	908

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

新規就農希望の人については、営農に対する意識を個別的、集団的に把握して、就農相談体制の充実を図り、農業改良普及センター等の関係機関と連絡体制を強化して、濃密な指導を行う。

また、制度資金の貸付や各種補助事業の有効活用を推進し、総合的な支援を実施する。

就農を促進するための方策として、太子ふれあい農業塾による新規就農者の掘り起こし、ふれあい農園の活用、観光農園事業への参加による農業体験など、農業に興味を持ってもらいやすい環境整備を進める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

関係機関が行う支援事業を活用しながら、林業従事者の育成、確保に努める。

第6 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標・計画

原地区は、平成15年度に農村活性化住環境整備事業により、ほ場整備・交流センター・農村公園並びに用排水路の整備が完了している。耕地は、汎用化され、基幹作物である水稻の他、野菜栽培も盛んに行われ、土地の有効利用が図られ近代化された農業により生産性は向上しているところである。

また、岩見構下地区は、ほ場整備事業により、美しい田園景観を保つために、排水路整備やゲリラ豪雨に対応した田んぼダムによる調整池空間により自然環境や景観の保全に配慮した生活環境整備に努めており、これらをモデルとしてほ場整備を進めていくこととする。

太子町全体では、生活排水処理の普及率は令和元年末で99.9%である。農村集落部の生活排水も流域下水道として、管路、汚水処理施設とも整備済である。（付図6号）

2 森林の整備その他林業の振興との関連

本町において、山登りを楽しむ人が増加しており、森林保全事業の必要性が高まり、森林の多面的活用の促進や里山の整備事業を推進する。

3 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第7 付 図（別添）

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農業近代化施設整備計画図（付図4号）
- 4 生活環境施設設備計画図（付図6号）